4　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一　第四十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二　第四十三条第二項第三号に掲げる事項のうち、換気設備の性能検査以外のもの

三　第四十三条第二項第四号に掲げる事項のうち、非常用発電装置の性能検査以外のもの

5　前二項の規定にかかわらず、特定重要発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該特定重要発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

6　原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

7　機構は、次条第二項の通知に基づき、第三項又は第四項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（機構が行う施設定期検査の通知書等）

第四十七条　原子力規制委員会は、第四十二条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三条第一項各号に掲げる事項又は第四十一条第二項に掲げる施設に係る施設定期検査について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、第四十二条第一項若しくは第三項の申請書の提出又は同条第四項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一　検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

二　検査を受ける発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を行う時期

四　検査を行う場所

五　検査の対象

六　検査の方法

3　前項の通知書には、第四十二条第一項の申請書及び同条第二項の書類若しくは同条第三項の申請書又は同条第四項の書類（保守管理の目標又は実施に関する計画を変更した場合にあっては同条第五項に規定する書類を含み、定期事業者検査に係る判定方法を変更した場合にあっては同条第六項に規定する書類を含む。）の写しを添付するものとする。

4　原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（施設定期検査結果の通知）

第四十八条　法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一　検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

二　検査を受けた発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を行った年月日

四　検査を行った場所

五　検査の対象

六　検査の方法

七　検査の結果

（施設定期検査終了証）

第四十九条　原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めたときは、施設定期検査終了証を交付する。

2　前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

（定期事業者検査を行うべき発電用原子炉施設）

第五十条　法第四十三条の三の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものとする。

一　原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（補助ボイラー及び非常用発電設備に係るものを除く。）及び非常用取水設備

二　次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具（非常用電源設備に属するものを除く。）

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

（定期事業者検査の実施時期）

第五十一条　定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一　特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、第四十四条又は第四十五条の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二　特定発電用原子炉施設についての次条第一項第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと

2　特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であって、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障をきたさないもの（施設定期検査を受けるべきものを除く。）にあっては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3　次に掲げる場合にあっては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

4　前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び出力

四　直近の定期事業者検査が終了した年月日

五　定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

5　前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第三項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。